

令和7年11月6日提出

【諮問案件】

② 札幌圏都市計画公園の変更（案） 【石狩市決定】

札幌圏都市計画公園の変更（石狩市決定）

都市計画公園中 4・4・302 号港公園を廃止する。

理 由

港公園は、石狩湾新港地域における都市生活環境の整備及びスポーツ・レクリエーション需要の増大に対応するため都市計画決定されたものであるが、現在まで整備されていない長期未着手公園である。

近年の社会情勢の変化により、同地域の就業者数は当初想定を下回っており、公園利用の見込みが低下している。

また、周辺には代替可能な公園が整備されているほか、同地域全体の公園面積は十分に確保可能であることから、令和 7 年度策定の「石狩市長期未着手公園の見直し方針」に基づき、当該都市計画公園を廃止する。

現況説明書

4・4・302 港公園

1. 土地の沿革

本公園は、昭和 55 年に都市計画決定された地区公園である。本公園の廃止予定区域は、石狩湾新港地域における土地区画整理事業の施行者である石狩開発株式会社の所有地となっている。

2. 森林法、河川法等による公用制限関係

なし

3. 環境の概要

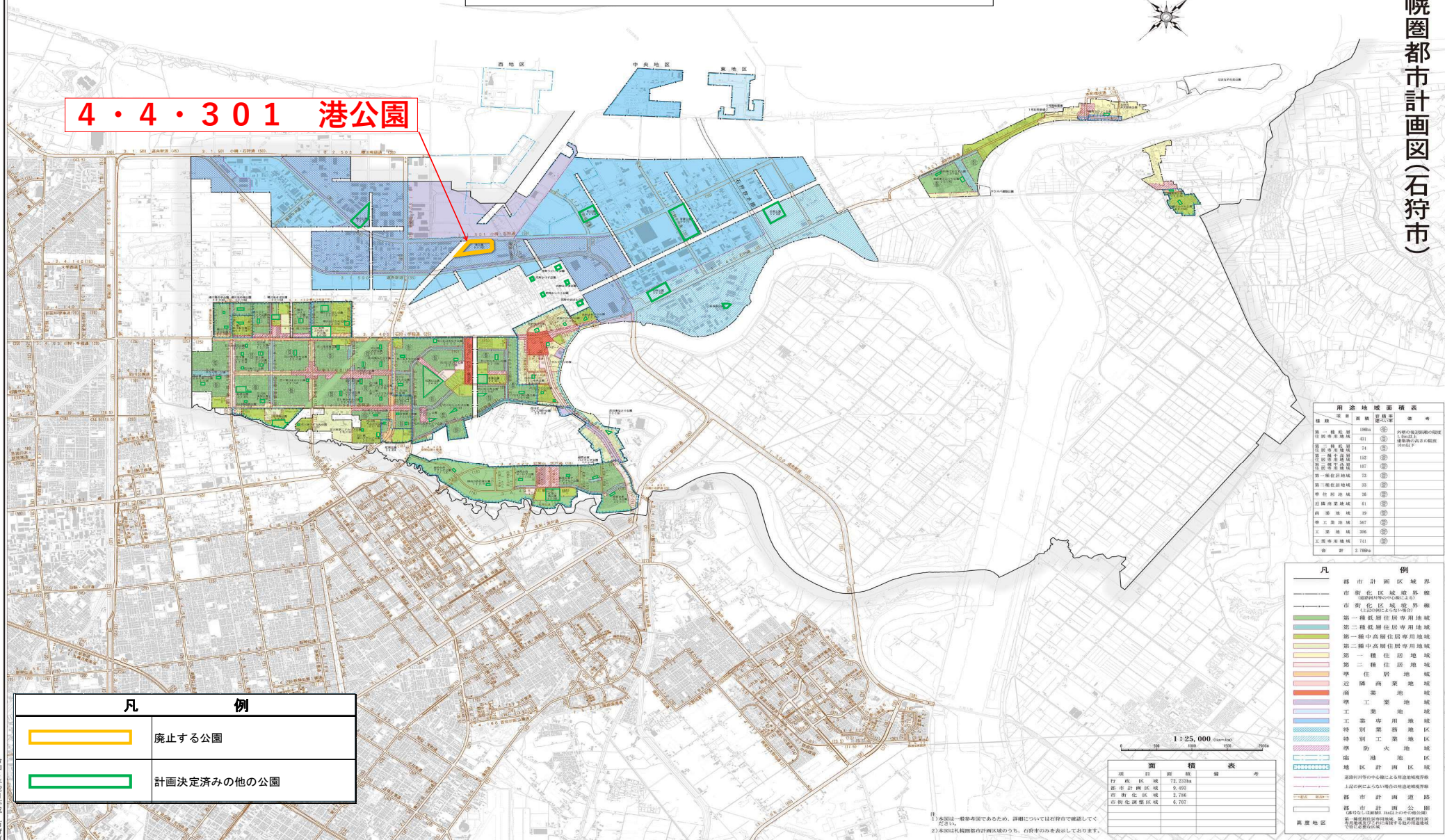
本公園は、石狩湾新港地域の中央部に位置し、周辺は準工業地域となっており工業系の土地利用がされている。また、本公園は北側で都市計画道路「3・1・501 小樽・石狩通」、東および南側で市道、西側で保安林に面している。

4. 関連する他の施設計画の概要

なし

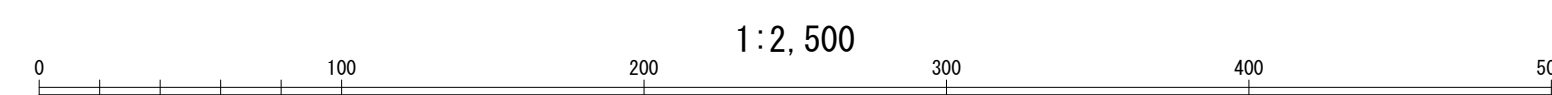
石狩市都市計画公園 箇所図

札幌圏都市計画図(石狩市)



種 別	面 積	佔 全 市 面 積 比	備 考
第一種住居地域	1363a	35%	外壁の強度超過の 人小屋として 建築物の高さの制限 15m以下
第二種住居地域	431	11%	
第三種住居地域	74	2%	
市街地利用地域	137	3%	
市街地中心部地域	187	5%	
第一種市街地地域	73	2%	
第二種市街地地域	33	1%	
準住居地域	26	1%	
近隣商業地域	61	2%	
商業地域	19	1%	
準工業地域	567	15%	
工業地域	206	5%	
工業市街地地域	741	19%	
合 計	2,789a		

[illegible][illegible]

[illegible]

都市計画公園（港公園）の廃止について

1. 都市計画変更の目的

石狩湾新港地域では、1980 年（昭和 55 年）に都市計画決定された都市計画公園が 6 か所あり、そのうち 2 か所は整備済みですが、残り 4 公園は現在まで未整備の状態となっています。

長期未整備の都市計画公園については全国的な課題となっている中、これらの公園の見直しに向け、平成 29 年 3 月に北海道により「長期未着手公園等に係る基本的な考え方」が策定されました。

石狩湾新港地域において長期未整備となっている 4 公園（港公園、志美公園、花畔公園、柏公園）のうち港公園については、近年、産業集積が盛んな RE ゾーンに隣接しており、企業の立地に向けた土地の有効活用が見込まれることから、石狩湾新港地域の更なる発展のため、当該公園の廃止に向けた検討を行いました。

2. 検討結果と方向性

石狩湾新港地域の土地区画整理事業で必要とされる公園面積（事業面積の 3 %）は 30.8ha ですが、港公園（7.8ha）を廃止した場合でも必要な面積が確保されます。

また、港公園に求められている公園機能は、周辺に位置する既存の青葉公園、樽川公園により代替性が確保されます。

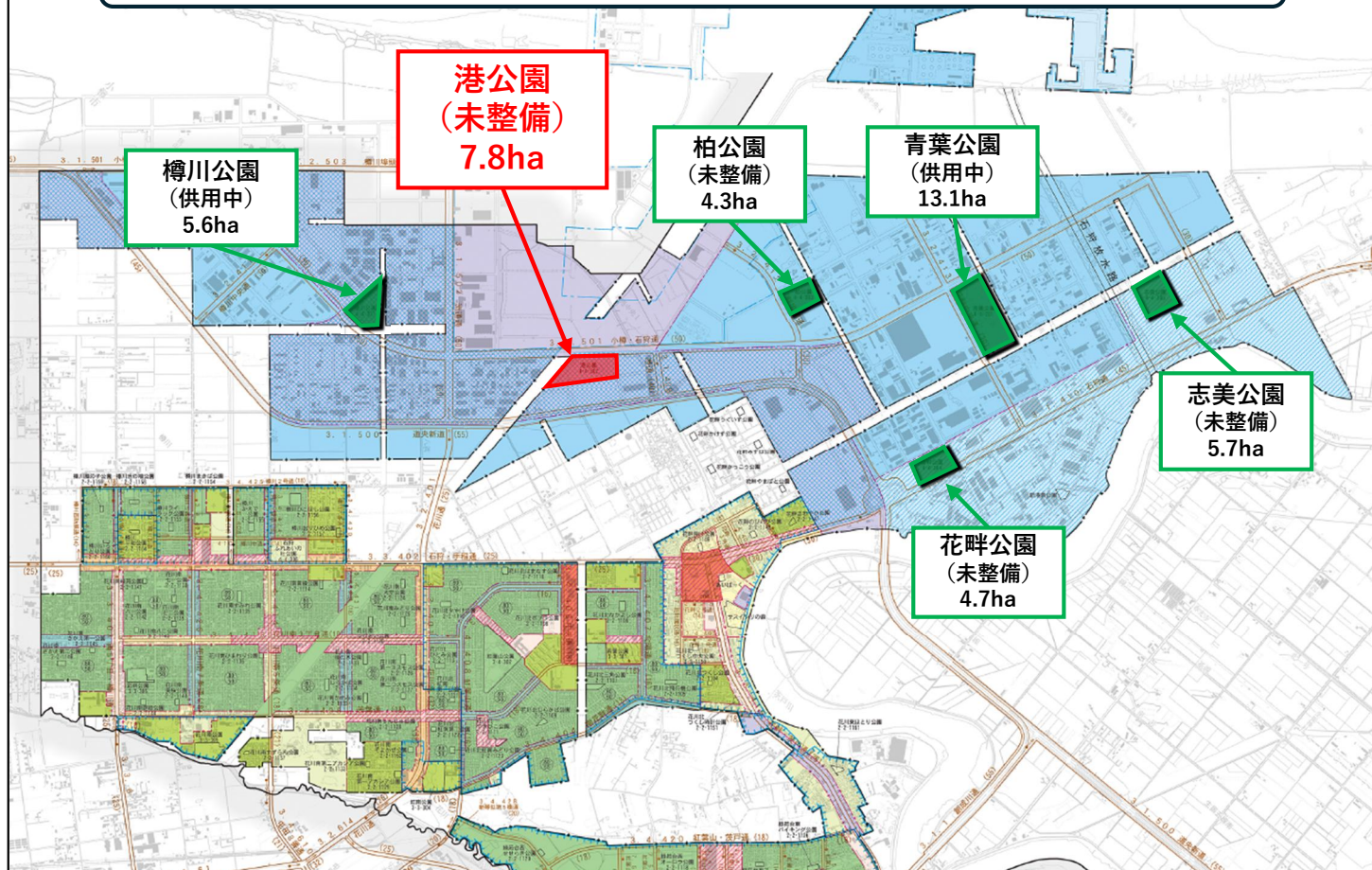
これらのことから、当該公園を廃止することとします。

なお、廃止後の用地については、従前と変わらず用途地域は準工業地域、特別用途地区は情報技術関連特別業務地区となります。

3. 都市計画変更の内容

港公園（都市計画公園：地区公園）の廃止。

石狩湾新港地域都市計画公園位置図 現況



石狩湾新港地域都市計画公園位置図 変更後

